

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和5年4月1日)【病院局】

行政職給料表

級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2級	定型的な業務を行う職務	176	12.2%	職員	176	555	38.3%	職員級
				計	176			
3級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	379	26.2%	職員	379	332	22.9%	主任級
				計	379			
4級	主任の職務	332	22.9%	主任 職員	329 3	332 内、再任用 40	22.9%	主任級
				計	332			
5級	主査の職務	339	23.4%	主査 課長補佐	181 158	339	23.4%	主査級
				計	339			
6級	本庁の班長の職務	136	9.4%	班長 主幹 専門員 薬剤部次長 県立病院の課長 課長補佐 療法士長 副放射線技師長 副検査技師長 副療法士長	8 1 24 19 34 2 7 20 19 2	136 内、再任用 18	9.4%	班長級
				計	136			
7級	本庁の副課長の職務	57	3.9%	副課長 班長 次長 技師長 技師長補佐 療法士長 療法士長補佐 部長	3 1 20 18 2 2 1 10	57	3.9%	副課長級
				計	57			
8級	本庁の課長の職務	17	1.2%	本庁の課長 参事 部長 官	3 1 12 1	17	1.2%	課長級
				計	17			
9級	病院局長の職務	10	0.7%	病院局長 管理局長 院長補佐	1 8 1	10 内、再任用 2	0.7%	局長級
				計	10			
10級	副管理者の職務	2	0.1%	副管理者 管理局長	1 1	2 内、再任用 1	0.1%	部長級
				計	2			
特10級	職務の複雑、困難及び責任の度が10級の職務よりも高度であると管理者が特に認める職務							理事級
合計		1,448	100.0%					

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和5年4月1日)【病院局】

医師・歯科医師職給料表

級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医療業務を行う職務	45	4.7%	職員	45	45	4.7%	職員級
				計	45			
2級	県立病院の医長の職務	325	33.8%	医長	322	325	33.8%	医長級
				主査 職員	2 1			
3級	県立病院の部長の職務	276	28.7%	医長 科部長 主幹	193 79 4	276	28.7%	部長級
				計	276			
4級	県立病院長の職務	315	32.8%	院長 副院長 参事 部長 科部長	6 51 4 85 169	315	32.8%	院長級
				計	315			
合計		961	100.0%					

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和5年4月1日)【病院局】

看護職給料表

級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	准看護師の職務							准看護師級
				計				
2級	看護師の職務	2,609	52.1%	看護師	2,609	2,609	52.1%	看護師級
				計	2,609	内、再任用 92		
3級	県立病院の主任の職務	2,094	41.8%	主任 看護師	2,079 15	2,094	41.8%	主任級
				計	2,094			
4級	県立病院の看護師長の職務 県立病院の主査の職務	248	5.0%	看護師長 主査 課長 主幹 専門員	170 72 2 2 2	248	5.0%	看護師長級
				計	248	内、再任用 6		
5級	県立病院の看護部次長の職務	35	0.7%	次長	35	35	0.7%	看護部次長級
				計	35			
6級	県立病院の看護部長の職務	21	0.4%	部長 参事 院長補佐 官	9 10 1 1	21	0.4%	看護部長級
				計	21			
7級	県立病院の副院長の職務	1	0.0%	副院長	1	1	0.0%	副院長級
				計	1			
合計		5,008	100.0%					

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和5年4月1日)【病院局】

特定任期付職員給料表

号給	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合							
				計				
2号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合							
				計				
3号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合							
				計				
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合							
				計				
5号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に重要な業務に従事する場合							
				計				
6号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に重要な業務に従事する場合							
				計				
7号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して特に重要な業務に従事する場合	4	100.0%	院長	4	4	100.0%	
				計	4			
合計		4	100.0%		4			